

平成 30 年度城山高等学校 不祥事ゼロプログラム

城山高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

城山高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。

2 目標及び行動計画

別紙「平成 30 年度城山高等学校不祥事ゼロプログラム 目標・行動計画」のように定める。

3 検証及び評価

(1) 第一回検証

2 に規定する行動計画について、平成 30 年 10 月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成 30 年 11 月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 第二回検証

2 に規定する行動計画について、平成 31 年 2 月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成 31 年 3 月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(3) 最終検証及び全体評価

2 に規定する行動計画について、平成 31 年 3 月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。

(4) 次年度不祥事ゼロプログラムの策定

平成 30 年度不祥事ゼロプログラムの最終検証および全体評価をもとに、次年度の目標設定を行い、平成 31 年度不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 実施結果

3 (3) の検証をふまえ、実施結果をとりまとめの上、城山高等学校ホームページに掲載するとともに教育委員会不祥事防止会議事務局（教育局行政部行政課）の求めに応じ、同課に送付する。

5 事務局

不祥事ゼロプログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、事故・不祥事防止会議（学校経営会議＝企画会議）がこれを行う。